

9月20日から26日は 動物愛護週間

～子どもも大人も一緒に考えよう、私たちと動物～

☎生活衛生課 (☎017-737-3551)

動物愛護週間は、広く国民の間に動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくために、法律で定められています。ペットや身近にいる動物について考えてみましょう。

犬を飼っている皆さまへ

愛犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の子犬の登録(生涯1回)と狂犬病予防注射(年1回)は、飼い主の義務です。忘れずに行い、鑑札と注射済票は犬に装着しましょう。

犬による咬傷事故を防ぎましょう

咬傷事故(犬に咬まれる事故)の原因には、放し飼いやリードをつけない散歩などがあります。また、飼い犬をつないでいても、来訪者が犬に気づかずに接近して咬まれるケースもあります。

いずれも、飼い主のちょっとした油断や配慮不足によるものです。

咬傷事故の被害者が子どもや高齢者の場合は、死亡事故などの重大事故につながることもありますので、犬の大小にかかわらず飼い主のかたは十分に注意を払ってください。

猫との付き合い方

猫は室内で飼いましょう

迷子や事故に遭わないように、また、公共の場所や他人の土地をふん尿で汚さないように、猫は室内で飼いましょう。

野良猫への無責任な餌やりはやめましょう

野良猫に無責任に餌を与え続けると、猫が集まり、繁殖して頭数が増え、ふん尿被害などで周辺地域に迷惑がかかることがあります。

野良猫に餌を与えるかたには、「飼い主」としての責任が生じます。不妊去勢手術を行い、これ以上頭数が増えないようにし、室内飼育に努めましょう。

ガイドラインやリーフレット

猫の適正飼養ガイドライン、動物愛護週間リーフレットを作成しました。市のホームページにも掲載していますので、ペットを飼っているかたも、これから飼おうと考えているかたも、ぜひご覧ください。

最後まで愛情と責任を！

飼い主には、動物がその命を終えるまで、動物の種類や習性に応じて適切に世話をすることが義務付けられています。自分できちんと世話ができる頭数だけを飼い、繁殖しすぎないように不妊去勢をしましょう。やむを得ず飼えられなくなった場合は、新しい飼い主を探し譲渡しましょう。動物の虐待や遺棄は罰則の対象となります。



ペットが迷子になったら

ペットが迷子になったときは、保健所や最寄りの交番で保護されている場合があります。

直ぐに保健所と最寄りの交番へ届けましょう。また、迷子の飼い主を速やかに見つけるために**マイクロチップ**の装着が有効です。

「もしも」の備え!



災害発生時に一緒に避難するために、ペットをキャリーバッグに慣らし、最低1週間分の水やエサなど必要な物を備蓄しておきましょう。また、飼い主に何かあった場合に備えて、預け先や代わりに飼ってくれるかたを事前に探しておきましょう。

保健所で保護した犬や猫の譲渡を希望するかたの募集（事前登録制／要件あり）や、犬猫を譲りたいかたと新たに飼いたいかたをマッチングする「ワンちゃん里親探しポスト」行っています。詳しくは、市のホームページをご覧ください。



▲青森市
ホームページ

生活衛生課 対馬



マイクロチップの装着について

令和4年6月1日以降に販売される犬猫にマイクロチップの装着が義務付けられました（これ以前から飼っている犬猫は努力義務）。



- 犬猫を購入された際には、環境省のデータベースにマイクロチップ情報の変更手続（飼い主変更）が必要。
- 迷子や災害、盗難や事故などによって飼い主と離ればなれになった時に、マイクロチップの番号と飼い主の情報を照合することで飼い主を特定。
- 未装着の犬猫の飼い主は動物病院にご相談ください。

動物愛護フェスティバル2022 ペットと共に 一歩ずつ 一緒に

【日時】9月24日(土)・25日(日) 10:00~16:00

【場所】青森県動物愛護センター

【内容】犬のしつけかた教室、うさぎふれあい体験、乗馬体験、工作コーナー、動物のお医者さんなりきり体験 ほか

【問合せ】青森県動物愛護センター（☎017-726-6100）

※県内における新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、イベントの変更や中止等をする場合があります